

# 令和元年度5月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和元年 5月22日（水）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 1名

12 森脇 正巳
----------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・

②農地法関連

- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 町内の農地の賃借料情報の提供について

その他

(1) 連絡事項

会議の概要

<p>議長</p>	<p>それではまだ定刻ではありませんが、みなさんお揃いですのでこれより第2回邑南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>では、全員が出席でございます。</p> <p>それでは議事録署名委員さんの指名ですが、7番の末田委員さん、8番の玄羽委員さんをお願い致します。</p> <p>それでは議案に入ります。①農地法関連議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、失礼致します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は1件です。</p> <p>申請番号013-1、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積37㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積は99㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積41㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積534㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積1470㎡、同じく矢上××、登記地目田、1186㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積1878㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積82㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積125㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は■ ■■■です。以上1件です。</p>
<p>議長 2番</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは植田委員さん、お願い致します。</p> <p>それでは申請番号013-1について説明致します。この渡し人の〇〇さんは以前より毎月毎月名前を出さしていただいております。場所については次の地図を見ていただければ、まあ自宅、2番目の地図ですけども自宅の前の方が田んぼ、反対に今度引き受けされる、ええっとちょっと上端、1番目の地図になります。上端の△△というところの、豚肉の卸し、小売りの会社でございますが、その関係上に、地図上では位置致します。また畑についての2点については▲▲▲の入り口、進入道の右側というように、ちょっと3つに分かれておるところであります。今回田んぼ、畑でございますので20日の日に森脇推進員さんと調査し、また■■■■さんとも話をさせていただきました。まあ今回の届けでございますが、資産等の処分がしたいということでそれぞれ、自宅については住宅建築相談が進む予定等がありますので、ひとつずつ該当の方、該当の案件からしていくというような流れになっています。まあ先程言いました通り■■さんはそういう風に△△会社役員でございまして、代表は一人息子に譲っておられますので今は農業の中でも米、野菜等を作っておられるような仕事に従事しておられます。まあ年齢も65才と非常に若うございますし、耕作についても、今までは近隣の方が耕作、田んぼについてはされておりましたが、まあなかなかその方も高齢等体調等がちょっと、先々を考えた時にそれでは自分が購入しようというような運びになったそうでございます。まあチェックシート等も照らし合わせましたが特に問題なく思いますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>議長 推12番</p>	<p>はい、ありがとうございました。森脇委員さんは。</p> <p>はい、先日委員さんと同行させていただきましたが、特に問題ないように思わ</p>

議長	<p>れます。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願ひ致します。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、ございませんでしょうか。はい、ないようですので採決に入ります。申請番号 013-1 の件に際しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局よりお願ひ致します。</p>
事務局	<p>はい、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 1 件です。</p> <p>申請番号 014-2、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積は 15 m<sup>2</sup>、申請人は〇〇〇〇です。転用目的は公衆用道路です。転用理由は邑南町矢上××及び××、邑南町所有との交換により公衆用道路とする、です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。以上 1 件です。</p>
議長 2 番	<p>はい、ありがとうございました。植田委員さん、お願ひ致します。</p> <p>そうしましたら議案第 2 号 014-1 について説明を致します。場所についてはもう以前から説明させていただいております〇〇さん、まあ今は住宅はありませんけども、一応〇〇さん宅の所有の案件で、そこへ今住宅が 2 戸、もしくはその間には◎◎◎◎さんの暖房処理場等の建設予定ということで 3 月に提出、承認を受けておる次第でございます。今回なかなか公衆用道路、畑なんですけどもなかなか、どういうんですか、斜面上に近いところなので利用に難しいと、通路が難しいというようなことから町との交換によって公衆用道路を広く作るというような経緯になっております。今後についてはそれぞれ、隣が◎◎さんと言ひまして##さんの義理の父、等の関係で協議等のあれがないんじゃないかと感じております。申請承認、ひとつよろしくお願ひ致します。これについても森脇推進員と共に調査致しております。</p>
議長 推 12 番 議長	<p>はい、ありがとうございます。森脇委員さん、なにかございますでしょうか。</p> <p>先程と同じで問題ないと思います。お願ひします。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは意見質問等ありましたらお願ひ致します。ございませんでしょうか。</p>
9 番	<p>すいません。ええっとちょっとこの、申請の意味がちょっとはつきりよく分からないんですが、この交換される町の所有の土地というのは今現在何になってるんですかね。そりゃあまあ農地じゃないとは思いますが。ただちょっと交換理由が、ちょっとよく分からないんでまた教えてもらえればなど。</p>
事務局	<p>はい、失礼致します。申請地のですね、このゼンリンの地図で言ひますと〇〇さん、まあ今家はないんですが、この右側のところに 3 月でしたか、申請があった土地があります。そちらの方の土地の間にですね、公衆用道路が入っております、それをそのまま、公衆用道路を挟んで土地の申請が出たところですが、そ</p>

	<p>それをまとめてひとつ、1枚の平場にするために、そのところの公衆用道路があったところの付け替えという風になっています。</p>
9番 事務局	<p>邑南町の、その交換用の土地というのはどこになるんですか。</p>
9番	<p>元あった農地という、元あった公衆用道路ということです。</p>
事務局	<p>この、じゃけえ〇〇さんの土地を邑南町がまあ公衆用道路として使ったということですか？</p>
議長	<p>いえ。</p>
9番 議長	<p>公衆用道路としてあったのにプラス、この15㎡を追加するという考えじゃないん？4条申請だから、あがあ風に考え、交換をするとおかしいんじゃないん？交換いうたら町の土地がどっかにあってそれと？</p>
事務局	<p>どうも話が分からない町が交換でなくてそのままもらいんさりゃあええわけでもない？この〇〇さんから。</p>
11番 議長 事務局 議長	<p>元々下に畑があったところに赤道が入ったんですけど、それをそこが造成したので残った赤道部分と上の畑の部分とを交換をすると。新たに公衆用道路を付けたということです。</p> <p>図面見た方が分かりやすいかなと思いますので図面を。コピーして皆さんにお渡しを。</p>
10番	<p>この地番は結局まだ〇〇さんのもん？4条だったら。邑南町に譲られちゃったんなら5条で、邑南町が申請して。</p>
6番	<p>4条で？</p>
事務局	<p>そうですね</p>
議長	<p>町がもらいんさるなら5条にすればよい。4条なら本人さんが転用申請出していかなといけんと思うし。町のもんにしんさるんなら5条でになるんじゃない、交換した場合。</p>
10番	<p>これ公衆用道路って表現してあるんですが、これは公衆用の道路ってことは町道になるん？私道じゃないですね。私道ならこれは転用でいけると思うんですが、公衆用道路ってことになればさっきの委員長の話じゃないけど4条じゃ通らない。5条になる。</p>
6番	<p>公衆用道路いうのと赤道いうのは一緒なんだ、ようは。現代用語で公衆用道路ってなっとるんじゃないん？そうじゃないん？違う、全然？昔の赤道赤道いうのと、公衆用道路は同じもん？違うもん？赤道は作りがみな、誰が通ってもええ昔からある道を言う。</p>
事務局	<p>今赤道という表現はないので、多分公衆用道路でまとめているんじゃないかなと思います。</p>
議長 事務局	<p>売買は出来るわね、赤道は。自分で買うこともできるし。</p>
2番	<p>はい</p>
10番	<p>平面図上で、今回の申請の斜線部分が××の上のところ斜線上になりますね、そこが××、面積を計算した場合はそれぞれ出ておりますが15㎡というような形のものです。</p>
10番	<p>これ今から分筆するんだ。</p>

2 番	これはね、はい。そして今度新しく出るのが、道路が出来るのがそれにあわせてまっすぐな道路の通行道路として新たに作るというようなことで。3月の時に一応聞いておりましたので、そのまんまを説明させていただきました。それでまあ交換については建設課次第で払下げはオッケーということで、聞いておるんですけども
9 番	××と××が、今度〇〇さんがもらいんさる形ですよ
事務局	はい、そうなります
9 番	××、××の現状というのは、あれ何になつとるん？
事務局	道です
9 番	〇〇さんの考えだけど、今さっき3条でほとんどの土地を譲りんさって、新たにこの××、××をもらいんさる。で、どがあなもんかなとは思いますが。こっちはおってないですわね。
事務局	おってないですわね
2 番	次おりんさるんでしょう。後継者というかその土地を処分中ですから。この道路がありますよね、その左側は住宅、個人住宅が建つわけです。でこの真ん中の、ちょっとどの辺りになるか分かりませんが、◎◎◎◎さんが資材置き場として利用するって、3月に出さしてもらった案件。
10 番	〇〇さんが土地を譲ろうとすると、真ん中に町の土地だね、だから譲られんですよ。
2 番	だから一旦あれされるんかなと、思うだけですいません。まあ次のあれが起きておりますので、行動が。
議長	その他意見ございますでしょうか
11 番	4条で申請はやっぱおかしいことない？自分のもんで出さないけんだろ、あくまで。〇〇さんのものにならんのに。5条で申請するんなら今度は、町に交換なら所有権の移転になるけえ、4条だったら自分のもの。転用だね、自分の転用だね。交換いう表現はこの申請であってはおかしいことだけえ。あがあじゃないか？
議長	まあ前にも言ったように、これ4条じゃおかしいんじゃないですかっていう話をしたんですが、自分の記憶の思いとすればこれ4条でいいんかいな？
9 番	用途が公衆用道路ということになつとるんで、多分ここで4条いうことがおかしいんだらうなと。あそこ多分自分の、私有地の道路に一応転用しんさって、それから町と交換しんさりゃあ一番いいんでないです？最初から公衆用道路ということになりゃあ、今さっき委員さん言いんさったように4条の申請じゃちょっと。みんなが利用する道路にするとすると、私有地ということにならんような。
11 番	それか5条でやるかね
9 番	うん、そう最初からね。そがあするか。私有地で自分の農地を道路に変えるいうことで最初申請しんさって、それから町に交換しんさりゃあええんじゃないですかね。
10 番	これ公衆用道路にせずに、これ〇〇さんの私道にね、転用します。ついては許可をお願いしたいっていう格好で、一旦私道に転用して、それから委員さん言い

<p>議長 事務局 議長</p>	<p>んさったように、それから以降自分の転用した私道を町の今の道路かなにか、それと交換するというのは、これは邑南町と〇〇さんと間の問題だけえ。これは農業委員会がタッチすることではないと思うけえ。その方がすっきりするんじゃないか。これ公衆用道路ということなら4条は絶対おかしいです。これ所有権の移転が伴うけえね。</p> <p>ついてはひと月伸ばしてもいいですかいね、この分は。</p> <p>一応確認をして、はい、ちょっと今回は。</p> <p>保留という形でまた来月によろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは4条終わりまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、今月は1件です。</p> <p>申請番号015-2、農地の所在は市木××、登記地目田、面積840㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は●●●●、譲受人は□□□□です。転用目的は個人住宅、申請事由は賃貸住宅が手狭なため実家近くの申請地に住宅を建築する、です。土地造成840㎡、個人住宅部分が137.87㎡、スロープ、デッキが56㎡、法面が157.5㎡、駐車場3台分です。この土地は第1種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。以上1件です。</p>
<p>議長 4番</p>	<p>はい、ありがとうございました。高木委員さん、お願い致します。</p> <p>それでは申請番号015-2の案件についてご説明を致します。先週の土曜日、日高委員と一緒に土地の方確認させていただきました。元々ここにはレンタルのスキーのお店があったんですがそれが潰れまして、コンクリートの土台っていうんですかね、そういうのが残っているような土地です。そのレンタルスキーの時に、まあ多分農振地域から外れたんだろうと思います。たまたま行きましたらちょうど地鎮祭の日だったようで、当のご本人、それから関係者の方にお会い出来てお話を聞かせていただきました。ここの、左側の地図に、道路を挟んで※※さんというお宅があるんですども、この※※さんの弟さんになられるんですかね、この●●さんっていうのは、この方が土地の所有権をお持ちです。特に問題なくいけると思っております。よろしくお願い致します。</p>
<p>議長 4番</p>	<p>はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>買われる□□さんという人は？こっから、市木から矢上に通われる？</p> <p>元々□□さんというのは、市木の☆☆集落で。□□さんのおじいさんに当たる方が★★★★、田所にある、それを市木でやられていて、資金的には抜群のものがあります。たまたまそのおじいさんの今住まいされているところがハザードマップにひっかかったということがありまして、もうゆくゆくは今申請する場所にですね、本格的に住まわれたということもありまして。場所の説明はちょっと先程もありましたけどもこれというのは邑南町と浜田市の境に当たるんですよ。これギリギリ邑南町、もうちょっと過ぎると浜田市に入っちゃうというようなところで。ちょうど大朝から山越えをして市木に抜けてくところから、あそこの瑞穂ICからずっと下がってきて浜田に抜けていくメイン道路がちょうど家の前を通るという形になっています。</p>

議長	<p>その他質問等ありますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、ございませんでしょうか。はい、ないようですので採決に入ります。申請番号 015-2 の件に際しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>それでは③農地法関連報告第 1 号、農地第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について、これはみなさんでお読みになってください。お願い致します。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
事務局	<p>はいよろしゅうございますか。それでは報告第 2 号、町内の農地の賃借料情報の提供について、これは事務局よりお願い致します。</p> <p>失礼致します。今日お配りをしております 1 枚紙がございますのでそちらの方をご覧いただければと思っております。集計を行いましてこちらの方ですが、町の広報、HP 等にも載せさせていただきたいという風に思っております。</p>
議長	<p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、よろしゅうございますか。</p> <p>それではその他で、事務連絡に入りたいと思います。</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 事務連絡</p> <p>次回の総会は、6 月 21 日 (金) 13 : 30 からでお願いします。</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印